

地方交付税法等の一部を改正する法律要綱

第一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

一 地方交付税の総額の特例

- (一) 令和四年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、法定加算額百五十四億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額五千億円、同特別会計借入金利子支払額七百九億円並びに平成二十年度分、平成二十一年度分及び令和元年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額のうち令和四年度分の地方交付税の総額から減額することとしている額二千四百六十億七千七百八万二千元を控除した額とすること。
- (二) 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、令和四年度及び令和五年度の償還額を増額し、令和三十六年度までに償還することとする。
- (三) 令和四年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金二千億円について、その活用を取りやめること。

## 二 基準財政需要額の算定方法の改正

- (一) 令和四年度における措置として、「地域デジタル社会推進費」において、地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を措置すること。
- (二) 保健所の体制強化、児童虐待防止の充実、障害者の自立支援の充実、介護給付の充実に要する経費の財源を措置すること。
- (三) 特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実すること。
- (四) 森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を充実すること。
- (五) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (六) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

## 三 基準財政収入額の算定方法の特例

令和四年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の百分の七十五の額を加算する特例を設けるこ

と。

#### 四 特定被災地方公共団体に係る普通交付税の算定方法の特例

令和四年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けること。

#### 五 震災復興特別交付税に関する特例

- (一) 震災復興特別交付税に充てるため、令和四年度分の地方交付税の総額に九百二十九億三千八百七十六万三千円を加算すること。

- (二) その他震災復興特別交付税に関する所要の特例を設けること。

#### 六 その他所要の改正

#### 第二 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

- 一 自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金を廃止すること。
- 二 その他所要の改正